社会福祉法人アムネかつしか役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人アムネかつしか（以下「法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関して必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）　役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

（2）　常勤の理事（理事長含む）とは、法人を主たる勤務場所としている者をいう。

（3）　非常勤の役員とは、常勤の理事以外の者をいう。

（4）　報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

（5）　費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条　役員等には、常勤・非常勤の別にかかわらず、職務執行の対価として、報酬のみを支給することとし、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金は、支給しない。

2　法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等には、報酬等を支給しない。

（報酬の額の算定方法）

第4条　常勤の理事長に対する報酬の額は別表第1に定める範囲内で、理事会において決定する。

2　非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

3　評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

（報酬の支給方法）

第5条　常勤の理事長に対する報酬は、毎月 15 日（ただし、支払日が休日の場合は、その前日）に支給することとする。

2　非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給することとする。
3　報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
4　報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用弁償）
第6条　法人は、役員等が、その職務を行うために要する第 2 条第 5 号の費用を弁償する。
2　費用の弁償の額については実費とする。
3　費用の弁償の請求があった時は、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことが出来る。

（報酬の日割り計算）
第7条　新たに常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2　常勤の理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4　第2項の規定にかかわらず、常勤の理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を遺族に対して支給する。

（端数の処理）
第8条　この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
（1）50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
（2）50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）
第9条　この規程をもって、社会福祉法第 59 条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）
第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

（改廃）
第 11 条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則
この規程は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 18 年 12 月 26 日に一部改正する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日に一部改正する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日に一部改正する。
この規程は、平成 29 年 5 月 27 日に社会福祉法の改正に伴い一部改正する。
この規程は、平成 31 年 3 月 16 日に一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
この規定は、令和 4 年 11 月 4 日に一部改正し、令和 4 年 11 月 4 日より適用する。

別表第1（常勤の理事の報酬）

役　職　名	月　額
理事長	上限額　500,000 円

別表第2（非常勤の役員の報酬）

（1）　理事の報酬

	日　額
理事会又は評議員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	7,000 円

（2）　監事の報酬

	日額（ただし監事監査業務の場合は半日当たりの額）
監事監査業務	20,000 円
理事会又は評議員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	7,000 円

別表第3（評議員の報酬）

	日額
理事会又は評議員会への出席	10,000 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	7,000 円